

概要版

# 輪之内町

## 地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)

令和6(2024)年度～令和12(2030)年度



本計画は、(一社)地域循環共生社会連携協会から交付された 環境省 補助事業 である令和4年度(第2次補正予算)二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地域脱炭素に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業)により作成されました。



輪之内町

# 計画策定の目的

近年、地球温暖化に伴う影響で異常気象や雪氷の融解、海面水位の上昇が世界的に観測されており、将来の影響予測として、世界平均気温は少なくとも今世紀半ばまでは上昇を続けることが予測されています。

気候変動の影響は、降水量や海面水位の変化、生態系の喪失といった自然界における影響だけでなく、インフラや食料不足、水不足など人間社会を含めて深刻な影響が想定されています。

本町の位置する岐阜県においても、令和3(2021)年8月の記録的な大雨では、県内の広い範囲で土砂災害警戒情報が発表されるなど、極めて危険な状態になり、多くの自然災害が発生したことから、地球温暖化対策をより一層推進していく必要があります。

本町では平成 20(2008)年3月に、町及び職員が地球温暖化対策を率先して実行するための行動指針として、「輪之内町地球温暖化対策推進実行計画」(以下、「事務事業編」という。)を策定し、令和2(2020)年3月には事務事業編の2度目の改定を行い、「第3次輪之内町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」を策定しました。

また、令和4(2022)年3月には、2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指す「輪之内町ゼロカーボンシティ」を宣言しました。

この度、脱炭素社会実現に向けた基本方針や具体的な目標を定めるとともに、気候変動による悪影響に対応するため、「**輪之内町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)**」を策定します。

図1 気候変動の影響(出典:気候変動アクションガイド)

**World** 直近の50年間で世界的に気象・気候・水関連の災害と、それによる経済的損失が増加しています。



**Japan** 日本は気候変動による被害や損失のリスクが世界でトップクラスと言われています。

出典:Global Climate Risk Index 2021/Germanwatch



## 輪之内町ゼロカーボンシティ宣言

近年、地球温暖化が原因とみられる異常気象により世界各地で大規模災害が発生し、国内においても猛暑や豪雨災害など甚大な被害を及ぼす事例が毎年のように発生しています。こうした事態はまさに気候危機ともいえる事態と捉えられます。

私たちは、この危機的状況を認識し地球温暖化を喫緊の課題とし日々の暮らしの中でできることを考え、行動し、その対策に一人ひとりが積極的に取り組まなければなりません。

2015年に合意されたパリ協定では「産業革命前からの平均気温上昇の幅を2℃未満とし、1.5℃に抑えるよう努力する」との目標が国際的に広く共有され、この目標を達成するために「2050年までに二酸化炭素の実質排出量をゼロにする」ことが必要とされています。

輪之内町では第六次総合計画の基本目標のひとつに「環境にやさしく快適なまちづくり」を掲げ、豊かな自然環境を守り、誰もが安心して住むことができる環境を次世代へ引き継ぐために、町民及び事業者の皆様と共に「2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロ」の実現を目指すことをここに宣言します。



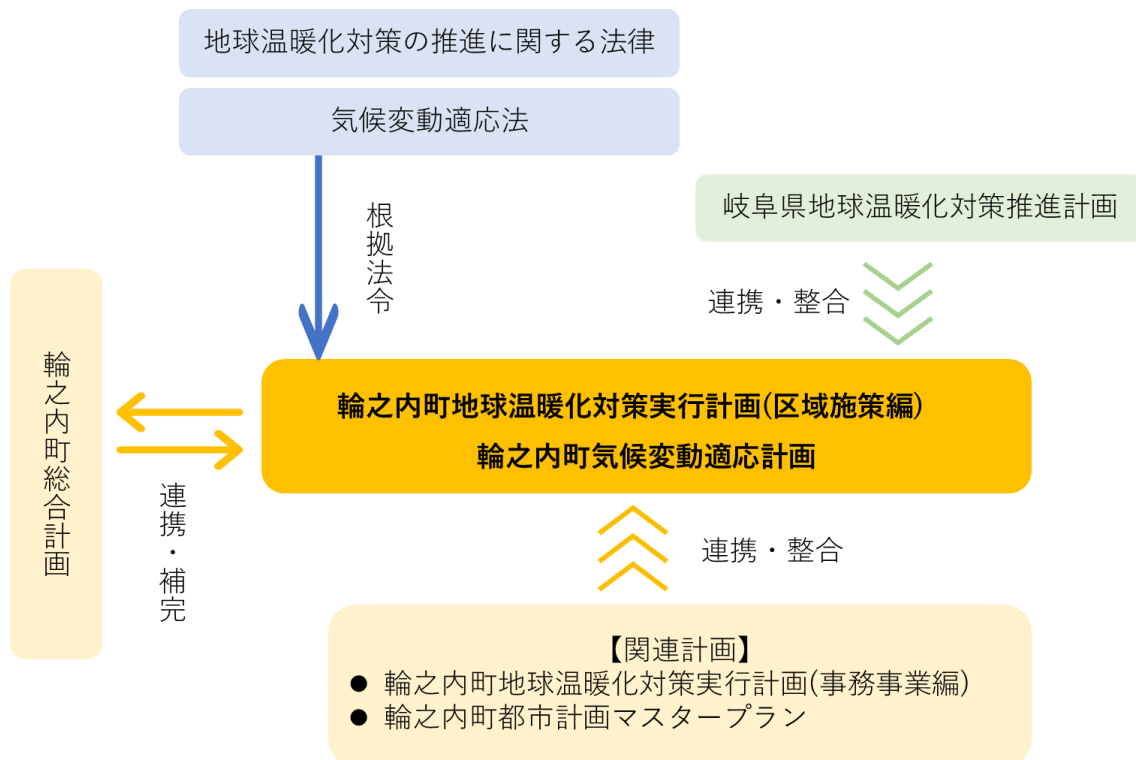
令和4年3月3日

図2 輪之内町ゼロカーボンシティ宣言書

## 2 計画の位置づけ

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律の第21条に基づいて策定する「**地方公共団体実行計画(区域施策編)**」、気候変動適応法第12条に基づく「**地域気候変動適応計画**」として策定するものであり、上位計画である「**輪之内町総合計画**」を地球温暖化対策の側面から補完するものです。

図3 計画の位置づけ

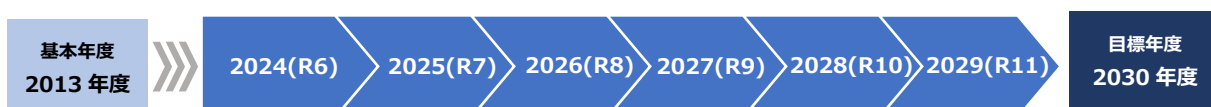


## 3 計画期間

本計画の期間は令和6(2024)年度から令和12(2030)年度までの7年間とします。

基準年度は国の「地球温暖化対策計画」、「岐阜県地球温暖化防止・気候変動適応計画」を踏まえ、平成25(2013)年度、目標年度は中期目標を令和12(2030)年度、長期目標を令和32(2050)年度とします。

図4 計画期間

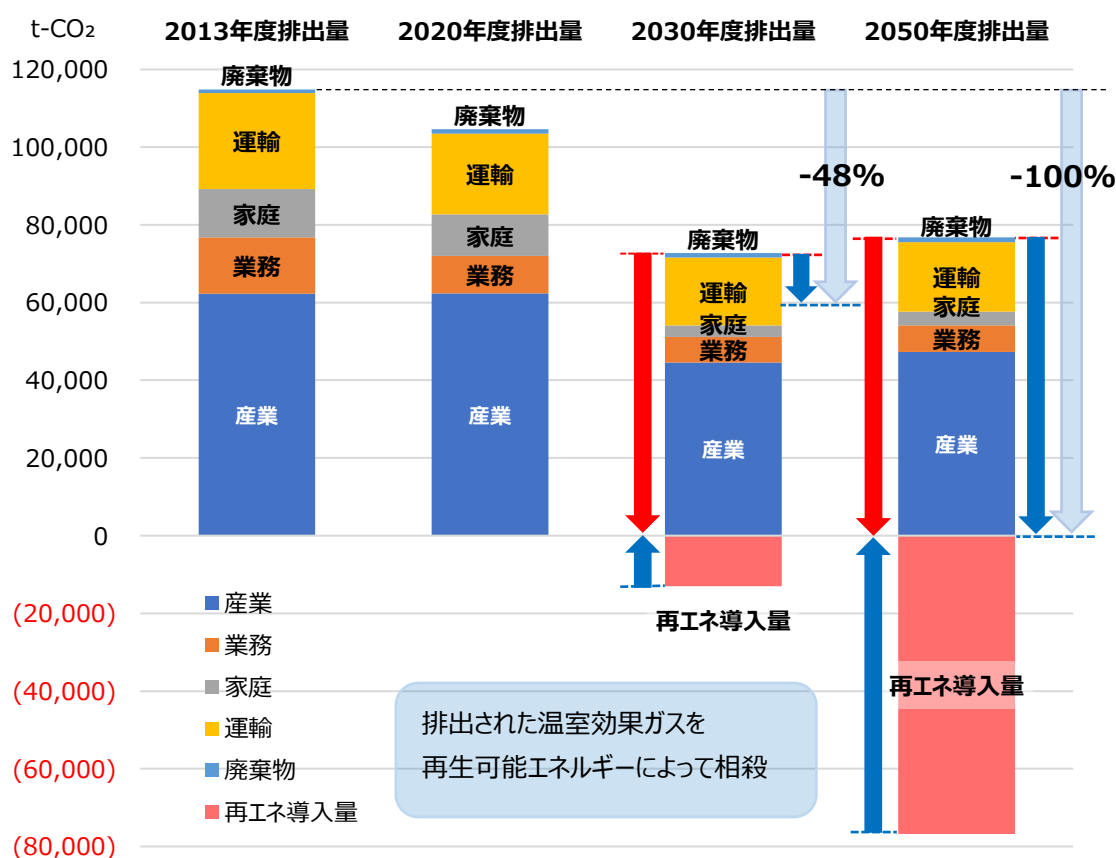


# 4 温室効果ガス排出量の現状と将来推計

本町の温室効果ガス排出量について、基準年度（平成 25（2013）年度）及び現況年度（令和2（2020）年度）の推計、国や町が削減対策を行った場合（脱炭素シナリオ）の目標年（令和 12（2030）年度、令和 32（2050）年度）における削減見込み量を算出しました。

省エネ活動や再生可能エネルギーの導入を国の施策と連動して推進することで、令和 12（2030）年度においては基準年度比で 48%、令和 32（2050）年度においては、100%の削減が見込まれます。

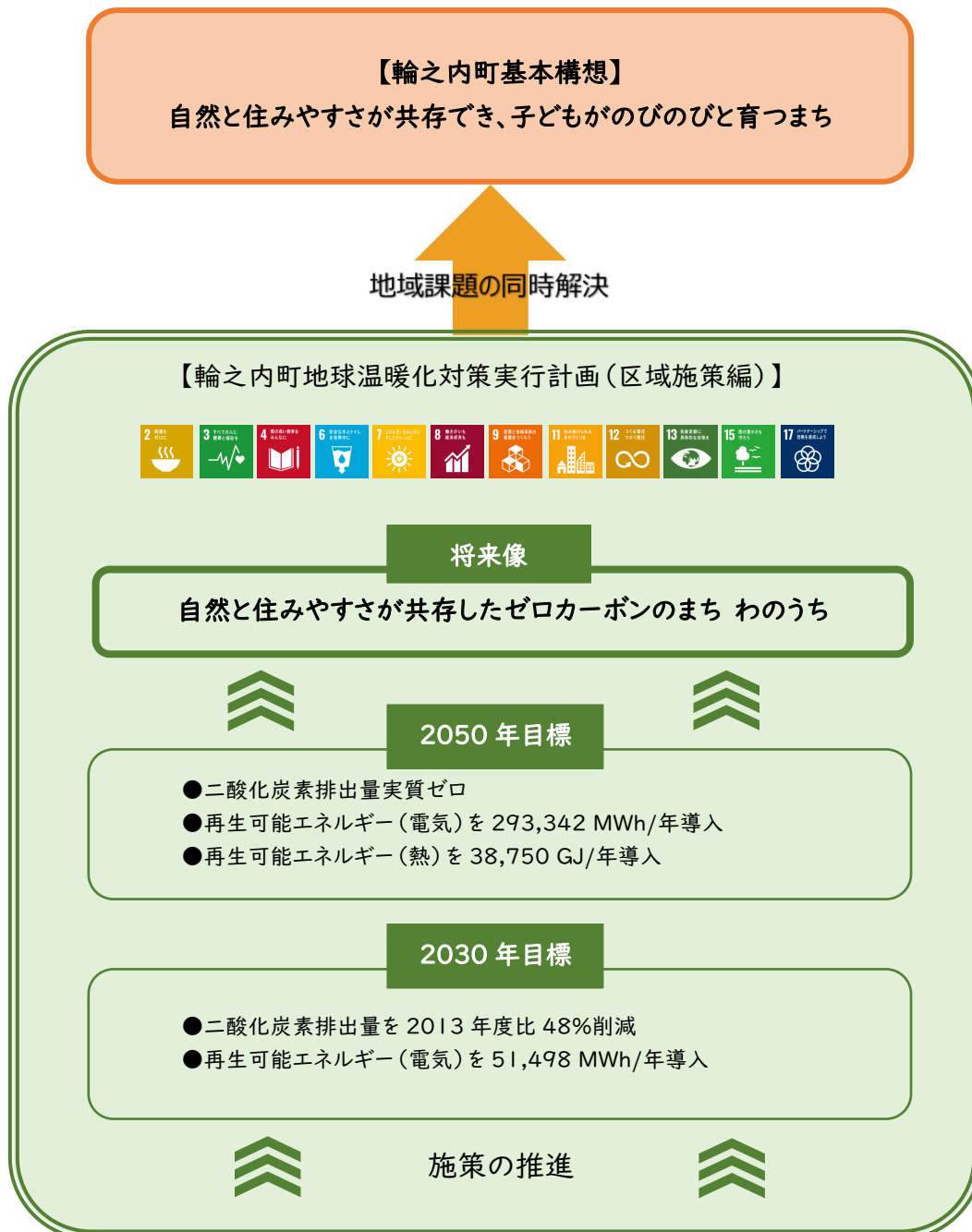
図5 脱炭素シナリオにおける二酸化炭素排出量の推計結果



# 5 目指す将来像

各主体が同じ方向に向かい取組を推進するため、将来像として「自然と住みやすさが共存したゼロカーボンのまち わのうち」を掲げました。

本計画の施策を連動的に推進し、各数値目標を達成することで、将来像の実現を目指すとともに、地域課題の同時解決を図り、SDGs の達成にも寄与します。



# 6 計画の目標

本町における温室効果ガス削減目標及び再生可能エネルギー導入目標を以下のとおり定めます。

## 温室効果ガス削減目標（中期目標）

令和 12(2030)年度の町内における二酸化炭素排出量について、  
平成 25(2013)年度比で 48%削減します。

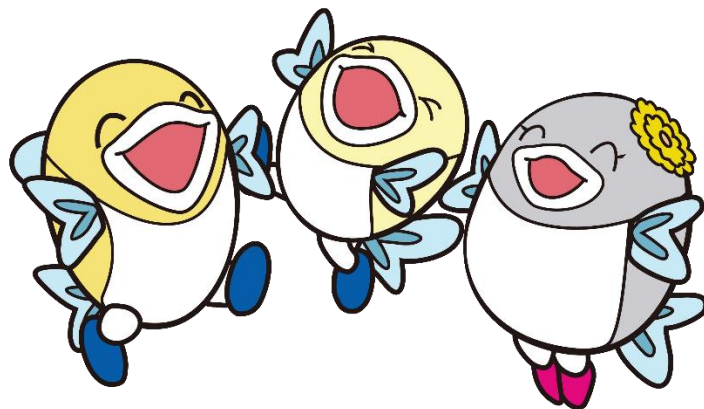
## 温室効果ガス削減目標（長期目標）

令和 32(2050)年までのできるだけ早期に  
二酸化炭素排出量実質ゼロの実現を目指します。

## 温室効果ガス削減目標（長期目標）

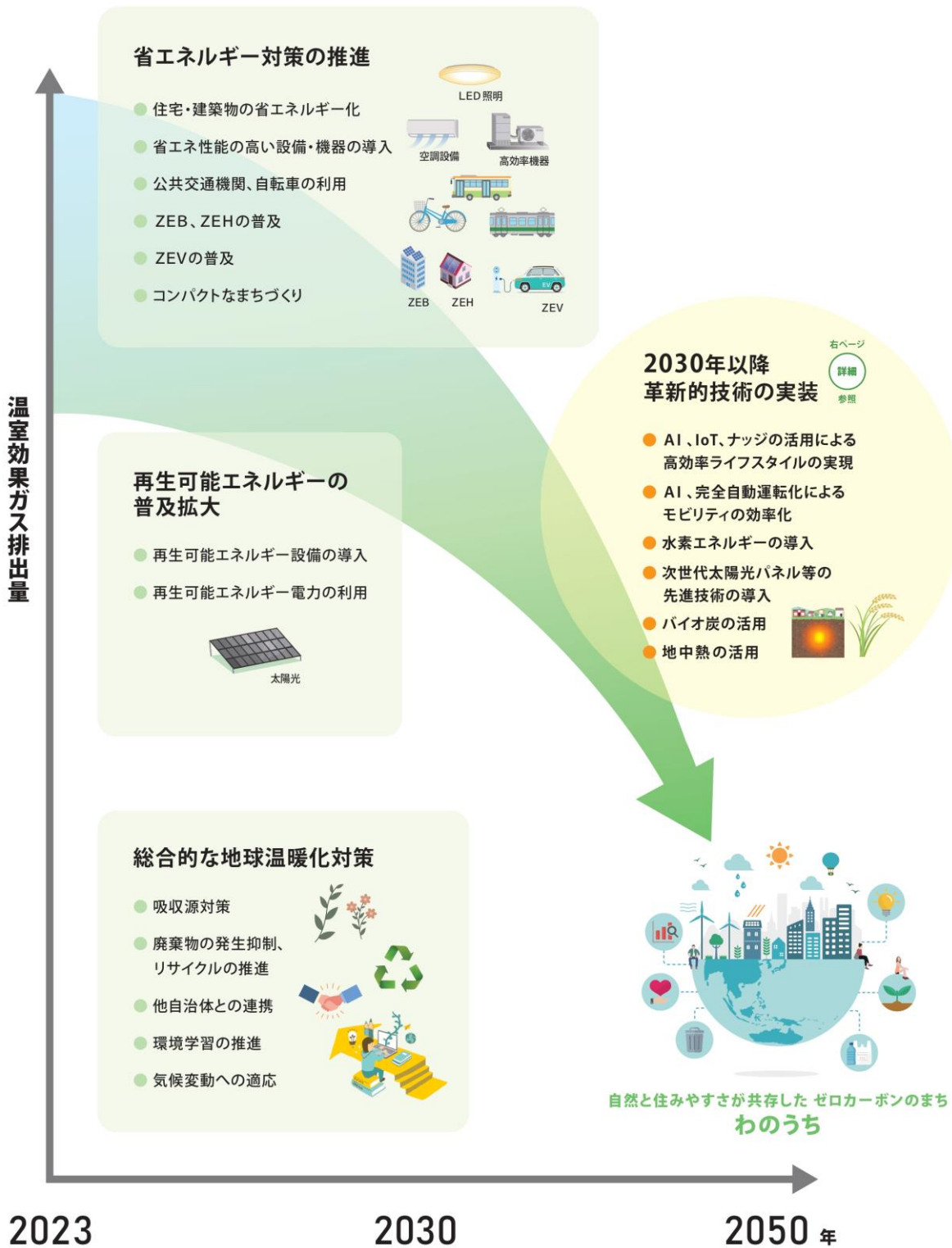
2030 年度導入目標（電気）： 51,498 MWh/年  
2050 年度導入目標（電気）： 293,342 MWh/年  
2050 年度導入目標（熱）： 38,750 GJ/年

＼ 目標達成に向け、地球温暖化の問題を自分ごととして捉え、行動を起こしましょう！ ／



# 7 脱炭素に向けたロードマップ

## 2050年 脱炭素に向けたロードマップ





詳細

## 2030年以降 革新的技術の実装



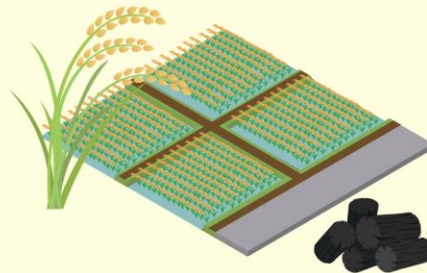
● 水素エネルギーの導入



● AI、IoT、ナッジの活用による  
高効率ライフスタイルの実現



● 次世代太陽光パネル等の  
先進技術の導入



● バイオ炭の活用

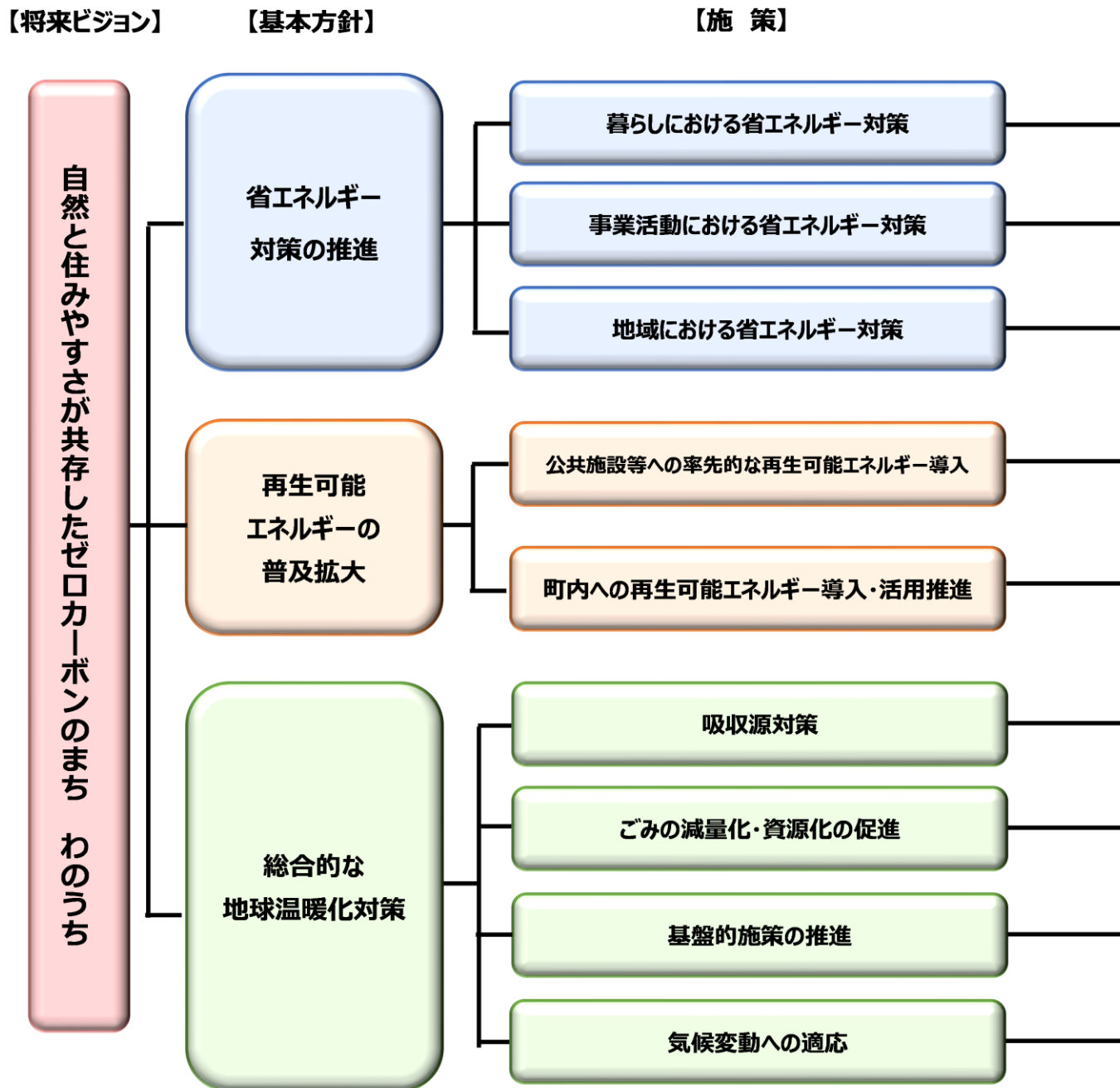


● AI、完全自動運転化によるモビリティの効率化



● 地中熱の活用

# 8 施策の体系図



## 【具体的な取組】

## 【貢献するSDGs】

住宅の省エネ促進/省エネ機器の導入促進/エネルギー消費量の見える化の促進/  
脱炭素型ライフスタイルへの移行促進

建築物の省エネ促進/省エネ設備の導入促進/スマート農業の推進/エネルギー消費  
量の見える化の促進（再掲）/脱炭素経営への移行促進

公共交通等の利用促進/次世代自動車の導入促進/コンパクトな脱炭素型まちづ  
くりの推進

太陽光発電設備、蓄電池等の導入拡大/再生可能エネルギー由来電力の導入/  
地域マイクログリッド等の検討

太陽光発電・蓄電池・太陽熱設備の導入促進/再生可能エネルギー由来電力への  
切り替え促進/未利用の土地やエネルギー資源の活用検討

緑化の推進/木材利用の促進/バイオ炭の普及促進

家庭ごみ・事業ごみの削減/食品ロス削減の推進/資源の有効活用促進/環境配  
慮型商品の普及促進

環境学習機会の提供・支援/他自治体・企業との連携

農業分野の対策/水資源の対策/自然生態系分野の対策/自然災害の対策/健  
康への影響対策/生活基盤における対策



# 9 施策の推進

## 基本方針 | 省エネルギー対策の推進

### 貢献する SDGs



## 施策 | 暮らしにおける省エネルギー対策

省エネルギー性能に優れた新築住宅、リフォームの普及を進めるとともに、エネルギー使用量を把握し、適切な省エネ手法について情報提供や支援を行うことにより、エネルギー消費の少ないライフスタイルへの転換を促進します。

## 施策2 事業活動における省エネルギー対策

事業者に対して、情報提供、普及啓発を行うことにより、省エネ性能に優れた建築物の普及を進めるとともに、エネルギー使用量の把握や省エネルギー性能の高い設備、機器の自主的かつ計画的な導入を促進します。

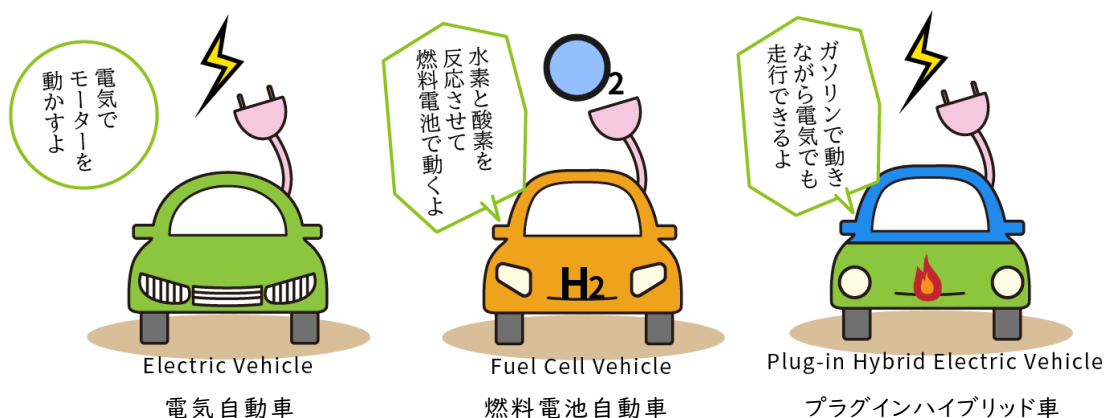
また、ICT やロボット技術等の導入による事業活動等の省力化、効率化の取組について、普及啓発、支援を行います。

## 施策3 地域における省エネルギー対策

町の実情に応じた自主運転バスや輪之内町デマンドバス等の公共交通体系の構築を推進して公共交通機関等の利便性の向上を図り、普及啓発を行うことで町民の利用を促進します。自動車交通における環境負荷の低減のほか、蓄電、給電機能の活用など社会的価値にも着目し、EV、FCV 等の ZEV への普及転換を促進し、併せて国等の制度の活用によるインフラ整備を促進します。

さらに、効率的な土地利用や交通流対策等によるコンパクトなまちづくりを推進します。

図6 EV、FCV、PHV の特徴 (出典:環境省)





## コラム

### デコ活の取組例

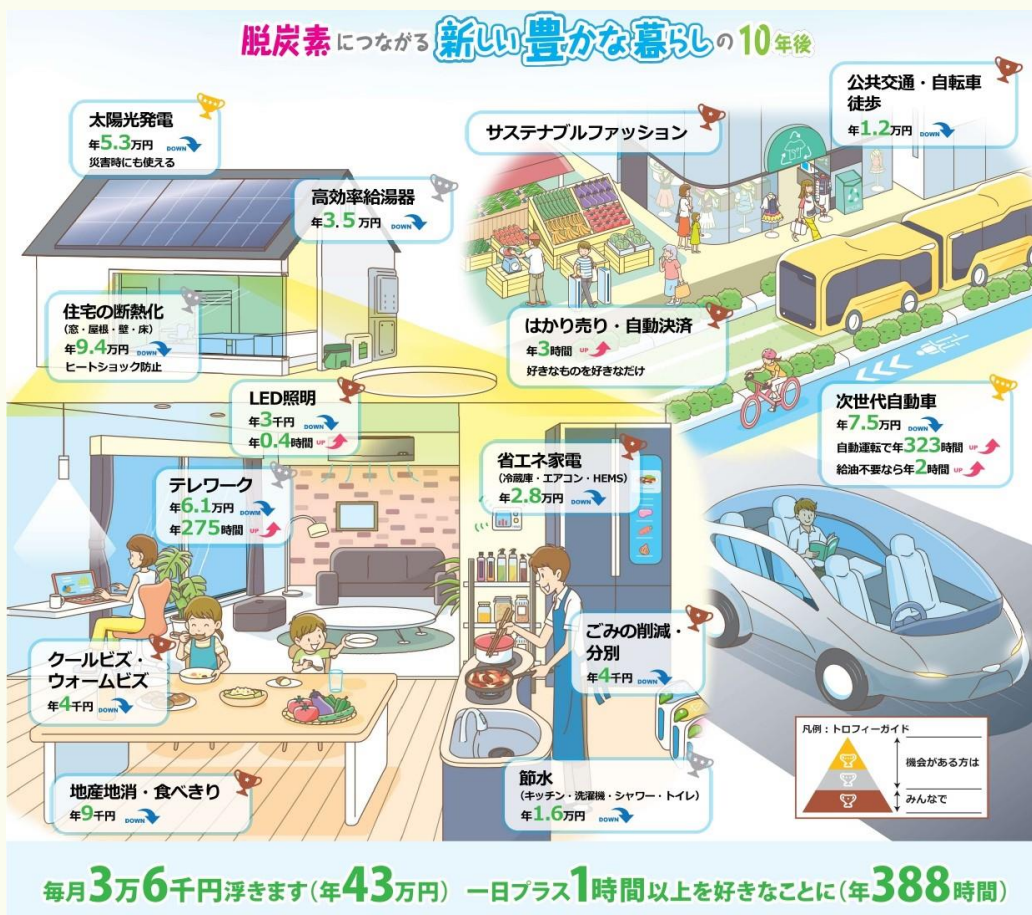
「デコ活」とは、二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)を減らす(DE)脱炭素(Decarbonization)と、環境に良いエコ(eco)を含む"デコ"と活動・生活を組み合わせた新しい言葉で、2050年カーボンニュートラル及び2030年度削減目標の実現に向けて、CO<sub>2</sub>などの温室効果ガスの排出量削減のために、国民・消費者行動変容、ライフスタイル変革を後押しするための新しい国民運動です。

デコ活では、いまから10年後、生活がより豊かに、より自分らしく快適・健康で、そして2030年温室効果ガス削減目標も同時に達成する、新しい暮らしの方法を提案し、将来の暮らしの絵姿を提示しています。

今後、このような脱炭素につながる新たな豊かな暮らしの全体像を知り、触れ、体験・体感してもらう様々な機会・場(応援拠点)を国、自治体、企業、団体、消費者等と協力しながらアナログ・デジタル問わず提供するために取り組んでいくとしています。

# デコ活

くらしの中のエコロがけ



出典：環境省デコ活

## 基本方針 2 再生可能エネルギーの普及拡大

### 貢献する SDGs



### 施策 1 公共施設等への率先的な再生可能エネルギー導入

再生可能エネルギーの普及拡大を図るため、町が率先して公共施設等へ再生可能エネルギーの導入を行うとともに、災害時のレジリエンス強化を推進します。

### 施策 2 町内への再生可能エネルギー導入・活用推進

住宅や事業所、街区における再生可能エネルギー電気、熱を自家消費するための設備（太陽光発電等）の導入を促進するため、普及啓発、導入支援を行います。

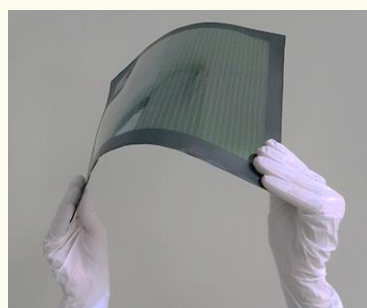
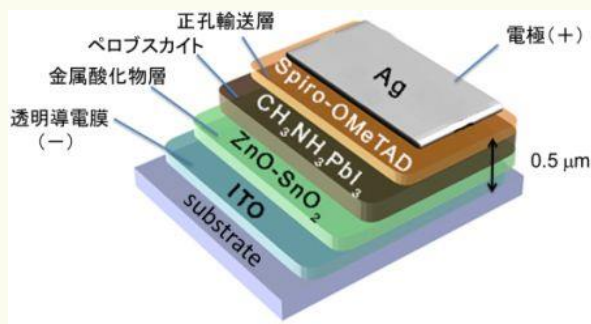
また、町内事業者が発電事業や熱供給事業等に参入することを支援し、併せて町外の事業者の誘致を促進します。



### 「ペロブスカイト太陽電池」

従来のシリコン系太陽電池との最大の違いは軽量で折り曲げられるところで、今まで耐重量が低く、設置が困難だった場所にも設置することが可能となる、今世界で最も注目されている再生可能エネルギーです。

また、既存の太陽電池よりも低価格な点もポイントです。



出典：国立研究開発法人科学技術振興機構  
株式会社東芝

## 基本方針 3 総合的な地球温暖化対策

### 貢献する SDGs



### 施策 1 吸収源対策

現存する緑地の維持保全を図りながら、身近な自然環境を活用し、二酸化炭素排出量の削減とあわせて二酸化炭素を吸収する取組を推進します。吸収源対策の推進にあたっては、バイオ炭の普及促進や、クレジット創出による地域への経済循環により、持続可能なまちづくりを行います。

### 施策 2 ごみの減量化・資源化の促進

廃棄物の発生や排出抑制の徹底を図るとともに、適正なりサイクルの促進や廃棄物の燃焼処理の抑制を図るため、情報提供、普及啓発を行います。

### 施策 3 基盤的施策の推進

地球温暖化対策について、学校や地域、家庭、職場等様々な場所で、多様な学習機会の提供に努め、意識醸成を図るとともに、町民や来訪者に向けたエコツーリズムを展開するなど、地域資源を活かし、地域経済を活性化させる取組を進めます。

また、他自治体や企業との連携により、効率的かつ効果的な施策推進体制を検討します。

### 施策 4 気候変動への適応

地球温暖化によって起こる気候変動の影響に対応していくために、農林業、水資源、自然生態系、自然災害、健康、生活基盤（インフラ）の各分野において対策を実施するとともに、引き続き気候変動が本町にもたらす影響についてモニタリングを行います。

図7 エコドームの外観（出典：輪之内町資料）



# 10 町民の取組

## 基本方針1 省エネルギー対策の推進

- 節電や節水を心がける。
- 冷暖房機器は適切な温度設定を行う。
- 住宅の新築、増改築時は、省エネルギー性能の高い建築に努める。
- 家庭エコ診断を受診し、省エネ機器の設置や暮らし方の見直しなどを行う。
- 電化製品等を購入するときは、省エネルギー型のものを選択する。
- 外出時はできるだけ公共交通機関を利用する。
- 自動車を購入する際は、EV や FCV 等の走行時に二酸化炭素を排出しない自動車を選択する。
- LED 照明等の高効率照明に切り替える。
- 徒歩での通勤やテレワークを利用する。

## 基本方針2 再生可能エネルギーの普及拡大

- 太陽光発電システム、太陽熱利用システム、家庭用燃料電池、蓄電システム等の再生可能エネルギー設備を導入する。
- 電力契約を、再生可能エネルギーで作られた電気によるメニューに切り替える。
- 自動車を購入する際は、EV や FCV 等の走行時に二酸化炭素を排出しない自動車を選択する。

## 基本方針3 総合的な地球温暖化対策の推進

- 新築住宅について、県産木材を利用する。
- 不用となった製品は、資源の集団回収、フリーマーケット等を活用し、再使用、再利用する。
- 買い物や外食の際は、食べきれる量を購入、注文する。
- 環境関係の講演会や講座、環境イベントに参加する。
- 自分の地域の洪水ハザードマップや防災拠点等を確認しておく。
- エアコンの導入や暑い日の行動抑制等、熱中症対策をする。
- 節水を行う。
- 使わない食品はフードドライブなど有効活用する。



# 事業者の取組

## 基本方針1 省エネルギー対策の推進

- 節電や節水について、社員へ周知を行う。
- クールビズ、ウォームビズを推進し、適切な冷暖房温度の設定を行う。
- 事業所の新築、増改築時は、省エネルギー性能の高い建築に努める。
- 省エネ診断を受診するとともに、行政の支援制度を活用するなどしながら、診断結果に基づく省エネ活動や省エネ改修を実践する。
- 機材や設備を購入するときは、省エネルギー型ものを選択する。
- 事業用自動車を購入する際は、EVやFCV等の走行時に二酸化炭素を排出しない自動車を選択する。
- 通勤や事業活動での移動の際は、公共交通機関を利用する。
- LED照明等の高効率照明に切り替える。
- 徒歩での通勤やテレワークの利用を促進する。

## 基本方針2 再生可能エネルギーの普及拡大

- 太陽光発電システム、太陽熱利用システム、燃料電池、蓄電システム等の再生可能エネルギー設備を導入する。
- 電力契約を、再生可能エネルギーで作られた電気によるメニューに切り替える。
- 事業用自動車を購入する際は、EVやFCV等の走行時に二酸化炭素を排出しない自動車を選択する。

## 基本方針3 総合的な地球温暖化対策の推進

- 素材生産者を中心に、県産木材の安定供給ができる体制を構築する。
- 住宅設計、施工関係事業者は、県産木材の利用を積極的に検討する。
- 事業所、店舗等の新築、改築の際は、構造の木造化、県産木材の利用を検討する。
- 資源とごみを分別し、適正排出を行う。
- 会議資料のペーパーレス化を図るなど、用紙類の削減を行う。
- 生産、流通、販売時のプラスチックの使用抑制、過剰な包装の抑制を行う。
- 自らが実施する地球温暖化対策について、その取組を広く周知し、町民や他の事業者への意識啓発につなげる。
- 職場において環境問題や地球温暖化問題に関心を持ち、行政が提供している環境学習教材などを利用した社員への環境教育を行う。
- 従業員の熱中症対策を行う。
- 使わない食品はフードドライブなど有効活用する。

# 12 輪之内町における地域脱炭素化促進事業の促進区域について

地域脱炭素化促進事業は、再生可能エネルギーを利用した地域の脱炭素化のための施設（地域脱炭素化促進施設）の整備及びその他の「地域の脱炭素化のための取組」を一体的に行う事業であって、「地域の環境の保全のための取組」及び「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」を併せて行うものとして定義されます。

再生可能エネルギーを最大限に導入するため、長期的な視点においては、町全体を対象として綿密に係関係機関との調整を行い、導入に問題のない適地を促進区域として設定することが理想的ですが、町域の大半が浸水想定区域になっているため、まずは本町が所有している施設を中心としたエリアを促進区域として設定し、拡大を図ります。

本町における促進区域の類型	促進区域の設定エリア
公有地、公共施設活用型	町有地、町施設

# 13 計画の推進体制・進捗管理

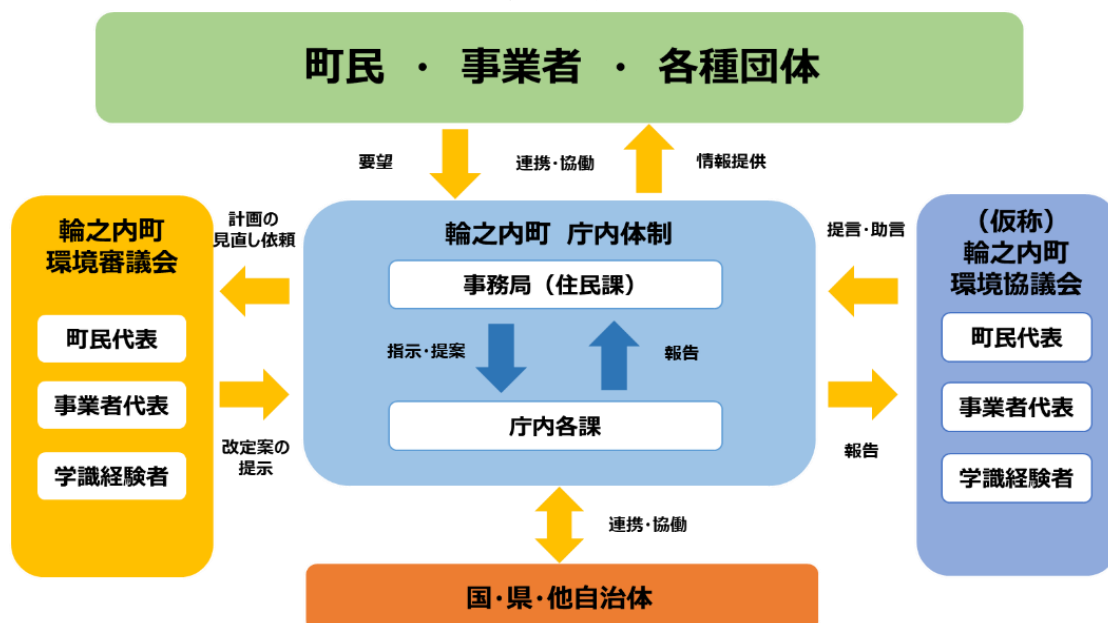
計画の推進にあたっては、国、県、他自治体、町民、事業者等の様々な主体と連携・協働を行い、一丸となって将来像の実現を目指します。

計画を着実に推進するため、策定や改定時には図8に示すように町民、事業者、学識経験者で組織する「輪之内町環境審議会」において、計画の見直しや改定案の提示をします。

また、進捗状況の評価結果を踏まえ、町民代表、事業者代表、学識経験者等で組織する「(仮称)輪之内町環境協議会」において新たな施策や事業の拡充を検討します。

計画の進捗管理にあたっては、計画(Plan)、実行(Do)、点検・評価(Check)、見直し(Action)のPDCA サイクルに基づき、町事務局が毎年度区域の温室効果ガス排出量について把握するとともに、その結果を用いて庁内で計画全体の目標に対する達成状況や課題の評価を実施します。

図8 計画の推進体制



【概要版】

輪之内町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

---

編集・発行 輪之内町 住民課環境衛生係  
〒503-0292  
岐阜県安八郡輪之内町四郷2530番地の1  
TEL 0584-69-3111  
発行 2024(令和6)年 1月

---



輪之内町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）